

# 平成 31 年度事業計画書

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

公益財団法人あいである

## 1. 事業実施の方針

児童養護施設退所者へのアフターフォロー支援事業「実家便<sup>TM</sup>」は、30 都道府県（平成 30 年度実績）での支援実績を有するに至っている。今年度より、各施設各年度 5 名を上限として運用してきた支援枠を撤廃し、対象者すべての申請を受けるものとする。これは、単年度の対象者が 5 名を超える場合、施設側で申請対象者を選択することになり、支援の格差を考慮し、すべての対象者の支援申請を見送るケースが出ていることを受けたものである。これによってアフターフォロー支援の充実を図る。これらとともに、HP での募集と並行して、地域ごとの施設責任者会議、施設職員研修会で支援の紹介を行い、支援事業の認知拡大に努める。

また、お金の管理に関するレクチャー「マネークリップ」は、お金の管理を教えるのが難しいという現場のニーズに沿い、職員を対象としたレクチャーを推奨する。講師を派遣するレクチャー形態が、各現場での事例共有につながっており、今年度においても丁寧な対応、アフターフォローを心がけ実施する。

公益財団法人 あいであるは、常に当財団の支援事業を健全かつ継続的に発展させ、不特定多数の児童養護施設退所者及び社会的養護を必要とする子どもの自立支援に寄与し、児童または青少年の健全な育成及び地域社会の健全な発展を目的とした公益性の確保と社会的信頼性の向上に努めることを念頭に事業を行う。

これら公益目的事業を効果的・効率的に実施し、財団設立の目的を果たすとともに、財団の事業への理解を広く得られるよう実績を重ねるべく以下に事業計画を策定した。

## 2. 事業実施に関する事項

### 1) 公益目的事業(実施事業)

事業名（定款第 4 条の事業名）	事業内容	実施予定月	実施予定人数又は場所	事業費の予算
1) 社会的養護施設退所者への自立支援に資する事業	児童養護施設を退所し生活している者へ、生活支援物資「実家便」を児童養護施設を介して助成する。	6 月、12 月	継続支援 330 人 新規募集 200 人	545.8 万円
2) 社会的養護児童への自立支援に資する事業	社会的養護施設で生活する児童及び同児童を養育する職員に対し、自立に向けたお金の管理の方法学ぶレクチャーを行う。	4 月～3 月	10～15 団体	100.3 万円

### 2) 収益事業

なし

## 3. 資金調達及び設備投資の見込みに関する事項

なし

以上